

令和元年度 第11回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和2年2月10日(月) 午後1時30分から午後2時20分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎 3階 会議室303

3 出席委員 (27人)

会長 3番 山脇 優 委員

農業委員

1番 谷本貴美雄 委員	2番 徳田和幸 委員	4番 松本幸男 委員
6番 室山恵美 委員	7番 林 修二 委員	8番 美田俊一 委員
9番 藤井由美子 委員	10番 河本良一 委員	11番 鐵本達夫 委員
12番 筏津純一 委員	13番 數馬 豊 委員	14番 金信正明 委員
15番 福井章人 委員	16番 西谷美智雄 委員	17番 原田明宏 委員
18番 山本淑恵 委員	19番 吉村年明 委員	

農地利用最適化推進委員

高見美幸 委員	涌嶋博文 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
西谷昭良 委員	小谷俊一 委員	山下賢一 委員	小谷義則 委員
影山卓司 委員			

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第69号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第70号 農用地利用集積計画の決定について

議案第71号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第72号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議案第73号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 石賀 康一

主任 隅 陽介

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局長 只今より、令和元年度第11回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局長 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、議事録署名人の決定でございますが、本日の議事録署名人は17番 原田委員、18番 山本委員をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 今日は欠席者はございません。

(4) 連絡・報告事項

事務局 令和元年度第11回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

(5) 議 事

議 長 それでは、(5)、本日の議事について説明いたします。事務局。

事務局 それでは議事について説明をさせていただきたいと思っております。

まず議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案の2ページのとおり1件の申請が出ておりまして、売買による所有権移転の申請でございます。申請地における下限面積は2反で、売買価格は備考欄に記載のとおり反当23万9千円でございます。

続いて議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について4ページでございます。4件の申請がございまして、番号1番は〇〇地内の農用地区域内農地における一時転用でございます。番号2につきましては〇〇〇地内における一般住宅の建築でございます。都市計画用途地域内ですので第3種農地、原則許可でございます。番号3は〇〇地内における宅地分譲でございます。こちらも用途地域内、第3種農地で原則許可でございます。番号4が〇〇地内における第2種農地での太陽光発電施設の設置でございます。代替地なしとしております。

続いて、議案第69号 非農地・非採草放牧地現況証明申請については6ページのとおり2件の申請が出ております。〇〇と〇〇〇〇〇〇でそれぞれ20年以上の非農地状態が認められるものです。いずれも用途地域内です。

続いて、議案第70号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。9ページから44ページのとおり104件の利用権設定の申出がでございます。

議案第71号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定については49ページからのとおり1件の申請が出ております。

議案第72号 倉吉農業振興地域整備計画の変更については52ページのとおり3件、農用地からの除外の協議が出ております。

最後に議案第73号 農用地利用配分計画については76ページから77ページのとおり5件の協議がございます。以上でございます。

議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは、議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について皆さまにお諮りいたします。議案に対する質疑ございませんか。よろしいですか。

(なしの声)

議長 それでは議案第67号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 ありがとうございます。承認といたします。

議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして、議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りいたします。本件につきましては本日午前10時より当番委員である松本委員、田倉委員、藤井代理、森石局長、隅主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して田倉委員より報告をお願い致します。

田倉推進委員 6名で現地確認した結果、問題なしということをご報告致します。

議長 はい、ありがとうございます。問題なしということで報告いただきました。これにつきまして質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ということで承認とさせていただきます。

議案第69号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議長 続きまして、議案第69号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮りいたします。この件につきましても同じメンバーで現地の調査に行っておりますので、田倉委員より報告をお願いいたします。

田倉推進委員 田倉でございます。同じように6名で現地を確認しまして、これも問題なしということでございます。

議長 はい、ありがとうございます。問題なしということでございます。ご質問ございますか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで承認とさせていただきます。

議案第70号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして、議案第70号 農用地利用集積計画の決定について報告をお願い致します。事務局より全体の説明を受ける前に、該当委員がごいますので先に案件を審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 なしということでございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。9ページ番号1番から10ページ4番の〇〇〇〇〇は9番 藤井職務代理に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井職務代理 退席)

議 長 それでは、事務局お願いします。

事務局 9ページ、番号1番〇〇〇〇〇〇の1筆、2, 291㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。10ページの番号4番まであわせまして9筆16, 104㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、只今説明がありました藤井職務代理の案件につきまして質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 無いようですので、賛成の委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。承認といたしますので、藤井職務代理の入場を求めます。

(藤井職務代理 入場・着席)

議 長 藤井職務代理へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。続きまして、16ページ番号20番は山下推進委

員に係る案件でございますので退席を求めます。

(山下委員 退席)

議 長 それでは、事務局お願いします。

事務局 16 ページ番号 20 番でございます。〇〇の 2 筆、1, 403 m²の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 ただ今説明がございました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということで承認と致します。山下委員の入場を求めます。

(山下委員 入場・着席)

議 長 山下委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。続きまして、39 ページ番号 90 番は田倉推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(田倉推進委員 退席)

議 長 それでは、事務局お願いします。

事務局 39 ページ番号 90 番でございます。〇〇〇の 1 筆、2, 031 m²の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今説明がございました。質疑を求めます。ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで承認と致します。田倉委員の入場を求めます。

(田倉推進委員 入場・着席)

議 長 田倉委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。続きまして、40ページ番号91番は16番 西谷美智雄委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷委員 退席)

議 長 それでは、事務局お願いします。

事務局 40ページ番号91番でございます。〇〇〇の1筆、720㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今の議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 それでは全員賛成ということで承認されましたので、西谷委員の入場を求めます。

(西谷委員 入場・着席)

議 長 西谷委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。以上で該当する出席委員の案件につきましては審議を終わりましたので引き続きまして、その他の案件について審議を行います。事務局説明をお願いします。

事務局 9ページに戻ります。田、畑、樹園地の合計面積が375,210.71㎡の賃借権の設定がございます。利用権設定各筆明細につきましては9ページから44ページに記載のとおりでございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては45ページから47ページに記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 ただ今全体につきまして説明がございました。皆様の方で質疑ございますか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成ということで承認と致します。

議案第71号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議 長 続きまして、議案第71号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてでございます。本件につきましても現地調査に行っておりますので、田倉委員より報告をお願いします。

田倉推進委員 はい、田倉でございます。この現場ですけれど、前はですね二十世紀の果樹園だったところが長年放置されて20センチくらいの雑木が何本も立っているような状況で、大変だろうなというようなところで補助としては3万円相当がいいのではないかという話でございました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。現地を見ますと、笹が全面に生えてごっつい木が生えて3万円じゃ大変だろうなと思いましたがけれども、限度が3万円でするので3万円で決定したということでございますので、皆様にお諮り致します。ご質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成ということで承認と致します。

議案第72号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議 長 続きまして、議案第72号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について皆様にお諮り致します。事務局説明をお願いします。

事務局 議案の52ページからでございます。3件の除外の協議を付けております。それぞれにつきましましては53ページからご説明させていただきます。53ページの協議番号倉吉8、〇〇の畑における植林のための農振除外の協議でございます。除外の理由等につきましましては資料に記載のとおりでございます。事業者は〇〇の〇〇〇〇さんでございます。関係機関との調整状況は54ページの5番6番に記載しております。市町村長の考え方につきましましては55ページのとおりでございます。それ以降に図面等が続いておりますのでご確認ください。

続いて60ページでございます。協議番号倉吉9、〇の畑における太陽光発電設備のための除外の協議でございます。こちらも関係機関との調整状況は61ページの5番6番のとおりで、市町村長の考え方は62ページのとおりでございます。以降資料がありまして、68ページは協議番号倉吉10、〇〇地内の畑における一般住宅の建築でございます。こちらも同じように69ページに関係機関との調整状況、それから70ページに市町村長の考え方等資料となっております。

以上の3件につきましまして52ページに戻って頂きたいと思っております。倉吉8と倉吉9につきましましては土地改良、農業公共投資がなく広がりも認められませんので、小集団の生産力の低い農地ということで第2種農地と判断しております。

して、改めて推薦依頼がありました。

議長 今、説明がございました。今までは藤井職務代理が委員として出ておられますが皆さんどういたしましょうか。私としてはこのまま継続でいいじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。異議ございませんか。

(なしの声)

議長 賛成ということで藤井委員に決定をさせていただきます。

(6) その他

議長 それでは、日程(6)その他の項に入らせていただきます。別冊その他報告・連絡事項をご覧頂きたいと思います。(1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について、事務局。

事務局 それでは別冊の方ご覧いただきたいと思います。(1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます、2ページからでございます。(1)につきましては〇〇〇、〇〇地内における〇〇〇〇〇〇の携帯電話の基地局、電波塔の設置でございます。これにつきましては、認定電気通信事業者で許可がいないこととなっております。

それから3ページ(2)、4ページの(3)につきましては国交省の工事に伴う仮設道路及び材料置場ということで、一時転用するものでございます。(2)の方につきましては現在転用中でございます、10月まで。それから(3)の方は10月から令和3年の2月末までということでございます。許可のいない根拠につきましては、国または県が転用する場合ということでございます。5ページ(4)が倉吉市建設課の発注工事に伴う仮設道路でございます。〇〇〇〇〇〇で〇〇の2筆でございます。この反対側は現在既に一時転用がされておるところでございます。(1)については以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。続きましてあっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について報告、事務局お願いします。

事務局 あっせんの申出が合計で9件あります。まず6ページ、相談者〇〇〇さんから〇の2筆の農地の賃貸借についてのあっせんが出てきております。7ページ〇〇の〇〇〇〇さんから4筆の水田についての賃貸借の申出が出ております。8ページ3番〇〇〇〇様より〇〇〇と〇〇の農地について、売買のあっせん申出が出てきております。9ページ4番〇〇〇〇〇〇さんから、売買のあっせん申出が出てきております。10ページ5番です。〇〇〇〇さんより売買について申出が出ております。1筆については耕作者が令和3年2月まで続いておられますが、売買の申出だということでございます。11ページ番号6番、〇〇〇〇様から売買の申出が出てきております。12ページ7番、〇〇〇〇さんですが4筆の水田の賃貸借の申出が出てきております。13ページ8番、〇〇〇〇さんより〇〇〇の農地の売買についてのあっせん申出が出ております。それと追加資料で、〇〇〇〇さんより〇〇の水田についての売買、無理でしたら賃貸借の申出が出てきています。以上9件のあっせん委員の選任をよろしくお願いします。

議 長 　　ただ今あっせんの申出がございました。順番にいかせて頂きます。1番〇の〇〇〇さんの件でございます。地元の委員さん西谷昭良委員、よろしく。
西谷昭良推進委員 　はい。

議 長 　　それから2番目の〇〇さん。これは涌嶋委員よろしく。

涌嶋推進委員 　はい。

議 長 　　それから次は、これは西谷美智雄委員。

16番 　　はい。

議 長 　　次が、河本委員。

10番 　　それでちょっとお願いがあるんですけど。このあっせんの以前に賃貸借の依頼があって、その隣を〇〇〇の方がその時点では耕作されておりましたんで谷本さんにその辺の交渉をお願いしたいと思うので、谷本さんもメンバーに入れて欲しい。

1番 　　誰だか分からん。〇〇〇の人だったら。

議 長 　　〇〇〇の人だったら谷本委員も一緒に。〇〇だったら〇〇の人で、そういうことで。はい、次は〇〇〇〇さんだから筏津委員だ。次が〇〇、吉村委員。次は〇〇、金信委員。それからもう一つは〇〇さん〇〇〇。

影山推進委員 　これ僕とサブに藤井さんを。

議 長 　　1人でやりないな、大丈夫だわいな。

影山推進委員 　まあ1人でも大丈夫ですけど。

議 長 　　それから追加資料、これも涌嶋委員。

涌嶋推進委員 　はい。

議 長 　　〇〇の件、金信さん。〇〇の〇〇さんが作っとなんて、もうよう作らんということで。〇〇さんって今、〇〇〇の〇〇で、〇〇〇〇〇さんの妹さんがいるとのことで、息子さんの方から改良区に電話があって、たまたま私が改良区におって。よう知っとるもんだけお母さんを。それで話して、農業委員会にあっせんを出させてもらったわけです。

　　続きまして、あっせん活動の状況について報告をお願いしたいと思います。
1番〇〇〇〇さんにつきましては、鐵本委員。

11番 　　11番 鐵本です。〇〇さんと会って話したんですけど、この田んぼのある地区の方は誰も今のところ作ってくれないということで。範囲を広げまして他地区の方にもお願いしています。今月中に苗を注文してしまわないといけない

ので、その辺りでなんとか決定をしてもらえればと思ってお願いをしているところです。いよいよもし作ってもらえることができなかった場合は、この地区の農用地管理組合に管理をお願いしようかというようなところまでは思っております。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして2番小谷委員。

小谷俊一推進委員 ○○さんに会ってですね、いろいろ話を聞きました。今現在、山脇会長が耕作しておられます。契約期間はもう1年ありますので、会長にもう1年作って下さいということをお願い致しました。その後のことにつきましても集落の農事組合の方で作ることをお願いしまして、買ってもいいという人が決まっておりますので、会長1年間よろしくお願ひします。

議 長 これが水が来るところで大変で。これ早いこと返したかったんで、今年もう1年がんばってということです。
 続きまして(4)農地の利用状況調査について。

事務局 15ページでございます。令和元年度の農地パトロールの報告でございます。解消面積が11筆16,464㎡、新規が49筆43,065㎡でございます。合計しまして、522筆565,574㎡という結果になりました。各地区の集計はご覧下さい。

議 長 はい、どうもありがとうございます。まあ、皆さん見てのとおり減らしても増えていくということで。県下全般のあちこちで荒廃農地が増えているような気がしております。倉吉も見てのとおりでございます、年々増えていく。あっせんの申出があってもなかなか作ってもらえないし、ということになると投げっぱなしになって草が生えてしまうというのが結構出てきました。それからあっせんが出ておりますけど、毎月毎月増えています、今回は、9件ありましたし、やはり高齢化して農地を手放したいという方がかなり出てきております。先般も改良区に手紙が来まして、3~4反ぐらいですが相続放棄し、裁判所の決定も受けましたということで通知が来てました。2件目でした。そうなるとうちはもう賦課金はもらえないんです。だからもう仕方ないから、改良区からその土地を除外しないとイケない。置いておくと賦課金の未収がずっとあがってくるんです。ですから除外をして、土地改良区の水田ではないということ今度、総代会で皆さんにお諮りしようと思っております。既に1件はそういうになっております。ですから今後は、家屋敷を処分して去年は墓も処分してね、きれいに。それで永代供養も頼みましたけ、後田んぼ1枚残っとなりますけどなんとかありませんかってね、そういうのも出てきます。ですからもしそういう相談がありましたらまた委員会の方に出してもらって、また今後の対策等を練っていききたいなというふうに思いますのでよろしくお願ひします。
 それから次、(5)その他。

事務局 農業委員、農地利用最適化推進委員募集説明会についてでございます。16ページに市報2月号の写しを添付しております。2月21日の1時半から会議室303で募集説明会を開催します。現職の委員の皆様にも参加していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

17ページ、市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例ということで、制定要旨の2で記載していますが、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、本市に対する賠償責任を負う額から次に掲げる市長等の区分に応じてそれぞれに定める額を控除して得た額について免れさせることとしたということです。(3)が農業委員会の委員で、基準給与年額に2を乗じて得た額が賠償額の上限になるということです。地方自治法の改正に伴い条例を改正するものであります。

最後のページには農業委員・農地利用最適化推進委員用ポータルサイトの開設ということでQRコードを付けておりますので、参考にいただければと思います。

別紙には、来年度4月以降の現地調査と相談会の当番表を付けておりますので、ご確認いただければと思います。

農業委員会だよりは、最終校正で、これで印刷する予定でございます。それから全国農業新聞の情報活動特別功労賞上位10傑ということで、山脇会長が全国第2位、121部でございました。

追加資料の2ページには、日本海新聞の記事を添付しております。自ら新規就農者獲得へということで、農地あっせんに向けて、農業委員や生産部役員が就農者の面談を行い活動しているという記事が1月27日に掲載されましたのでご紹介させていただきます。以上でございます。

議長

はい、全体の説明が終わりました。皆さんの方でその他で何かございますか。広報紙も見ていただきましたがカラーで非常にいいのが出来上がりました。できれば、県内で優秀賞をとって、全国に送りたいなと思っておりますけれども。ありませんね。

(なしの声)

議長

ないようでしたら、これをもちまして本日の農業委員会会議は閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

— 午後2時20分 閉 会 —